

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 総務局防災企画課 担当者名 早川 仁 電 話 671-4096
----------	--------------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査業務委託

2 履 行 場 所 総務局防災企画課

3 履行期間 期間 契約締結の日 から 令和6年11月20日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

本業務は、横浜市民の防災・減災に関する意識や取組状況について、アンケート調査を通じて把握し、横浜市における減災目標の達成状況の確認や防災・減災に関する課題の把握、対策の検討、地震防災戦略事業等の見直しに活用することを目的とする。

□ す る (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

¥

内 訳 業 務 価 格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
調査の準備		1	式			第 1 号内訳書
調査の実施		1	式			第 2 号内訳書
集計・分析		1	式			第 3 号内訳書
報告書の作成等		1	式			第 4 号内訳書
翻訳		1	式			第 5 号内訳書
直接経費		1	式			
諸経費		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
< 第 3 号内訳書 >						
集計・分析						
(1) 調査票集計						
技師 (A)			人日			
技師 (B)			人日			
技師 (C)			人日			
(2) 調査票分析						
主任技師			人日			
技師 (A)			人日			
技師 (B)			人日			

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
<直接経費>						
印刷費						
①調査協力依頼状			枚			
②調査票			部			
③発送用の封筒			枚			
④返信用の封筒			枚			
⑤報告書			部			
紙						
①調査協力依頼状			枚			
②調査票			部			
③発送用の封筒			枚			
④返信用の封筒			枚			
⑤報告書			部			
郵送料						
①発送			部			
〃 (外国人分)			部			
②回収			部			

横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査業務委託仕様書

本仕様書では、横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査業務委託に係る仕様を定める。

1 調査目的

本業務は、横浜市民の防災・減災に関する意識や取組状況について、アンケート調査を通じて把握し、横浜市における減災目標の達成状況の確認や防災・減災に関する課題の把握、対策の検討、地震防災戦略事業等の見直しに活用することを目的とする。

2 調査の概要

(1) 調査仕様

ア 調査対象

横浜市内に居住する満 15 歳以上の男女個人（外国籍市民を含む）

イ 標本数（回収数ではなく送付数）

5,000 標本（内外国籍 150 標本程度）

ウ 抽出方法

住民基本台帳からの単純無作為抽出

エ 調査方法

- ① 郵送（配付・回収）及びインターネット回答（回収）
- ② 無記名式アンケート・選択式（一部記入方式）

オ 質問数

50 問程度

カ 調査項目

横浜市民の防災・減災に関する意識や取組状況に関すること

参考 前回の危機管理アンケート調査項目

- ・ 家庭内での非常持ち出し品の準備状況
- ・ 避難場所で充実・強化すべき機能のニーズ調査
- ・ 帰宅困難時への対策・準備状況
- ・ 地域防災組織等への加入状況
- ・ 地域防災訓練等への参加状況
- ・ 住宅家具等の転倒・落下防止対策の取組状況
- ・ 地震マップ、防災マップ、洪水ハザードマップ等の認知・活用状況
- ・ 防災情報Eメールの認知・活用状況
- ・ 防災情報Eメールによる配信情報のニーズ調査

(2) 調査期間

令和 6 年 5 月～6 月（予定）

3 履行期間

契約締結の日から令和6年11月20日まで

4 業務内容

(1) 調査の準備

ア 実施スケジュールの策定及び報告

委託者と協議の上、実施スケジュールを決定し、委託業務着手届及び日程表を提出する。

イ 調査協力依頼状の作成・印刷

- ① 調査協力依頼状の文面は委託者と協議の上で受託者が作成する。
- ② 外国人分については、作成した調査協力依頼状の文面を受託業者が翻訳する。
(英語、中国語、優しい日本語(ルビ振り))
- ③ 受託者が必要数をモノクロ印刷する。

ウ 調査票等の設計・作成・印刷

- ① 質問の基本構成や調査項目の概略、標本の年齢構成は、委託者と協議の上で受託者が作成する。
- ② 調査票の作成にあたっては、委託者の案を基に作成する。
- ③ 外国人分については、作成した調査票の文面を受託業者が翻訳する。
(英語、中国語、優しい日本語(ルビ振り))
- ④ 受託者が必要数をカラー印刷する。

エ インターネット回答用 WEB ページの作成

調査対象者がインターネット回答を行うための調査票の内容を基に、外国人の回答を集計時に判別できるよう WEB ページを作成する。この WEB ページは別紙1「インターネット回答用 WEB ページの作成に関する特記事項」の要件を満たすよう作成し、調査の開始前に委託者によるテスト回答を行うこととする。

なお、この WEB ページの作成に他の事業者等の提供するサービスを利用する場合には、委託者に対して対象のサービスの詳細を提示の上、利用について協議を行うこととする

オ 発送用の封筒及び郵送費

- ① 発送用の封筒については、A4サイズの書類の入るクラフト封筒を受託者が必要数用意する。
- ② 発送用の封筒に、委託者が別途支給する宛名印字済みのラベルを受託者が貼付する。
ラベルを貼り損じた場合などは、受託者が手書きする。
- ③ 封筒には、内容物が(仮称)横浜市民の危機管理アンケート調査であることと調査への協力を求める旨を受託者が表示する。
(外国人分については、英語、中国語、優しい日本語(ルビ振り))
- ④ 外国人分については、国籍ごと(中国籍とそれ以外)に翻訳した調査票と優しい日本語(ルビ振り)の調査票を封入する。
- ⑤ 送付元の必要な事項の印字等は受託者が行う。
- ⑥ 受託者が郵送料を負担し郵送作業を行う。

カ 返信用のクラフト封筒及び郵送費

- ① 受託者あての返信用封筒【A4サイズの調査票が入るもの】を受託者が必要数作成

する。

② 返信にかかる郵送料は受託者負担の料金後納郵便とする。

キ 調査票（回答）の回収

次の方法の併用により、調査票（回答）の回収を行う。

なお、複数の回収方法を用いることにより、同一人からの重複回答の可能性があるため、調査票に調査対象者個人別のパスワードを表示するなど、重複回答を識別できる措置を講じることとする。

(ア) 郵送回答による回収

郵送回答用封筒（４（１）カ参照）を用いて調査票を回収する。

返信先：横浜市中区本町 6-50-10 10 階 総務局危機管理室防災企画課

(イ) インターネット回答による回収

受託者が用意する WEB ページ（４（１）エ参照）を用いて回答を回収する。

ク 調査スタッフへの研修

以下の内容・方法等について、調査スタッフへ教育（研修）を行う。研修後すみやかに個人情報保護に関する誓約書（調査員全員記名）及び研修実施報告書を委託者に提出する。

- ・ 守秘義務、調査書類の厳重管理
- ・ 個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容、及び民事上の責任

(2) 調査の実施

調査協力依頼状、調査票、返信用封筒を 1 セットとし、対象者に送付する。

送付時期は、令和 6 年 5 月上旬を目途とする。

(3) 集計・分析

自由記入欄の内容に関する集計は不要。ただし、自由記入（その他）を選択、回答したことについては、集計すること。

ア 単純集計

イ クロス集計 1000 テーブル程度

ウ 個票入力

回収した調査票を基に個票入力データ（全回答者の回答一覧）を作成する。入力するファイルの様式は、事前に委託者の了解を得ることとする。

エ 課題の分析

集計・分析にあたっては、受託者が、委託者と協議しながら実施し、最終的に報告書を作成する。

(4) 報告書の作成等

アンケート調査の結果を踏まえた報告書を作成する。

5 支給品

(1) 調査票送付用のラベル（住所等印字済み）

6 成果品の提出について

(1) 成果品

ア 速報

データ入力済みのエクセルデータ、単純集計、単純クロス集計
と類型化

イ 報告書

製本版：A4判100ページ程度、5部

データ：DVD-ROM一式（Word, PDF, ローデータ（自由記入の内容含む））

ウ 数表報告書

製本版：実数表・比率票（正副2部）

データ：DVD-ROM一式

エ その他

調査協力依頼状・調査票

(2) 納入期限 ※要確認

ア 速報

令和6年7月上旬（予定）

イ 【案】報告書、数表報告書、その他

令和6年10月下旬（予定）

ウ 【確定】報告書

令和6年11月20日

(3) 納入場所

総務局防災企画課

(4) 検査

成果品の検査は、提出及び説明により行うこと。

7 成果品に関する責任の範囲

受託者は、業務終了後、本仕様書で示す業務範囲内で受託者の過失による錯誤等が発見された場合は、速やかに訂正等の対処を行うこと。また、これに要する経費は受託者が負担することとする。

8 成果品の帰属

成果品及び本業務の実施にあたって、作成・調査された資料及び著作権は、すべて委託者側に帰属する。

9 停止条件

本業務における市民アンケートについては、令和6年度予算が横浜市議会において議決されることを条件とするものである。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定める以外の事項等、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定すること。
- (2) 業務遂行にあたっての作業方法及び進行状況については、委託者に適宜連絡すること。
- (3) 回収票及び電子申請による回答データは使用后すみやかに返却すること。

- (4) 受託者は、成果品及び成果品に記載された内容について、委託者の許可なく第三者に閲覧させる行為及び第三者への提供を行わないこと。
- (5) 成果品として提出する電子媒体に記録するデータは、一般的なパソコンを用いて閲覧及び編集が可能なものとする。
- (6) 契約の履行にあたっては、次の法令等を遵守すること。
 - ア 横浜市契約規則、横浜市委託契約約款等の関連法令
 - イ 個人情報取扱特記事項
 - ウ 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
 - エ 横浜市個人情報保護に関する条例

【別紙 1】インターネット回答用 WEB ページの作成に関する特記事項

1 WEB ページ作成要件

対象の WEB ページは、次の要件を満たすよう作成することとする。

- (1) 横浜市サブドメイン名を使用する。

また、「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを利用するにはデジタル統括本部 DX 基盤課に DNS 登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。

なお、令和 4 年 7 月現在、「Google Firebase」は「LG.JP」ドメインを設定できない不具合(※)が存在することが判明している。

※不具合:「Firebase」でカスタムドメインとして「city.yokohama.lg.jp」ドメインを設定しようとする、Firebase は「city.yokohama.lg.jp」の上位にあたる「yokohama.lg.jp」ドメインの所有権の証明を要求してしまう。yokohama.lg.jp ドメインの所有権を本市は保有しないため、本市は Firebase を利用することができない。

この不具合が解消しない限り Firebase は利用できないことに注意すること。

- (2) PC、スマートフォン及びタブレットからの回答機能を有する。
- (3) 回答の一時保存機能を有する。
- (4) アクセスのための ID・パスワードを設定する方法により、調査対象者以外の回答の防止や、同一対象者による重複回答の確認等を行える。
- (5) 回答者の利便性の向上のため、WEB ページにアクセスできる二次元バーコードをあわせて作成する。
- (6) 回答の選択肢に対応した次の質問ページへの遷移を可能とすること。
(調査票の質問内容を上から順に列記したページ作成は不可とする)
- (7) 回答ページが変わる場合、前ページに戻ることができること。
- (8) 回答者が矛盾する回答を行った場合に、回答画面に注意表示を出す、または不可能とするなど、矛盾する回答を防止すること。また、進捗状況が確認できるようにすること。

2 セキュリティ要件

WEB ページの運用保守において、次の措置がとられていることとする。

- (1) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行う。
- (2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させる。
- (3) アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じる。
- (4) 必要に応じて、操作記録の採取を行う。
- (5) 常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応する。
- (6) WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入する。

- (7) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、明示されている。
- (8) サーバー機器の設置場所を国内とする。

3 ウェブアクセシビリティについて

ウェブアクセシビリティの確保のため以下の事項について遵守すること

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016のレベルAAを目標とすること。

※本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン2016年3月版」で定められた表記による。

(2) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及びWAICの「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

○参考ページ

(1) JIS検索

本ウェブページで「JIS X 8341-3」を検索すると規格の閲覧ページに遷移できます。

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

(2) みんなの公共サイト運用ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf

(3) WAICの公開しているガイドライン一式

ア ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>

イ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html>